

## レッカー車業と国際分類との関係について

(第5回産業分類検討チームにおける御質問の趣旨)

ISICの「けん引」やNAICSの「自動車けん引業」における「けん引」は、「レッカー車業」とは必ずしも同じではないような気がするが、それらは同じ内容を指すと考えてよいか。

1. 第5回産業分類検討チームの資料においては、「レッカー車業とは、主として道路上の事故車、故障車等を前輪または後輪を吊り上げて排除するサービスを提供する事業である」とされている。
2. ISICでは「5221 陸運に附帯するサービス活動」の例示として「けん引及びロードサービス支援」とされている。NAICSでは「488410 自動車けん引業」の説明において、「主として、短距離・長距離を問わず、軽車両や大型車両のけん引を行う事業所をいう。こうした事業所は、保管、緊急ロードサービスなどの附帯サービスを提供する場合があります」とされている。
3. 事務局から米国センサス局に対し、上記のレッカー車業が「488410 自動車けん引業」に該当するかどうかを確認したところ、当該分類に該当するとの回答であった。これを踏まえると、現在検討されている「レッカー車業」が想定する事業所の活動はNAICS「48810 自動車けん引業」とほぼ同じであると考えられる。なお、ISICも同様であると推察される。
4. 他方、ISICやNAICSの分類項目には、けん引以外に、ロードサービス等のいわゆる附帯サービスも含まれているが、上記のレッカー車業にはけん引以外の附帯サービスが明示されていない。ISICやNAICS分類項目と日本のレッカー車業を比較すると、その対象において附帯サービスの有無が異なっていると言える。
5. なお、(一社)日本自動車連盟(JAF)によれば、JAFは故障車のけん引以外に、バッテリー上がり、パンク、キー閉じ込み、燃料切れ等のロードサービスを提供しており、そのサービス内容はISICやNAICSの分類項目が示す内容とほぼ同じであると理解できる。

## 1. レッカー車の構造要件

国交省の通達（「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（自動車局長から陸運局長あて））によれば、レッカー車の構造要件は以下となっている。

交通事故、車両故障等で運行することができない自動車又は違法駐車の上の自動車の車輪を吊り上げて移動させるために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。

なお、用途区分通達4—1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。

- 1 自動車の車輪を吊り上げるための装置及び吊り上げた車輪をその状態に保持して固定し、移動させることができる設備を有すること。
- 2 物品積載設備を有していないこと。

## 2. 字義の比較

○Wrecker = Wrecker Truck(US)= Breakdown Lorry(UK)

レッカー車。

（ジーニアス英和辞典第4版）

○Tow Truck(US)= Wrecker

レッカー車。

（ジーニアス英和辞典第4版）

○Wrecker

A vehicle used for moving other vehicles that have been damaged in an accident.

(Oxford Advanced Learner's Dictionary 9<sup>th</sup> edition)

○Tow

An act of one vehicle pulling another vehicle using a rope or chain.

(Oxford Advanced Learner's Dictionary 9<sup>th</sup> edition)

○レッカー

ウィンチを備え、故障車などを吊り上げて牽引するトラック。レッカー車。

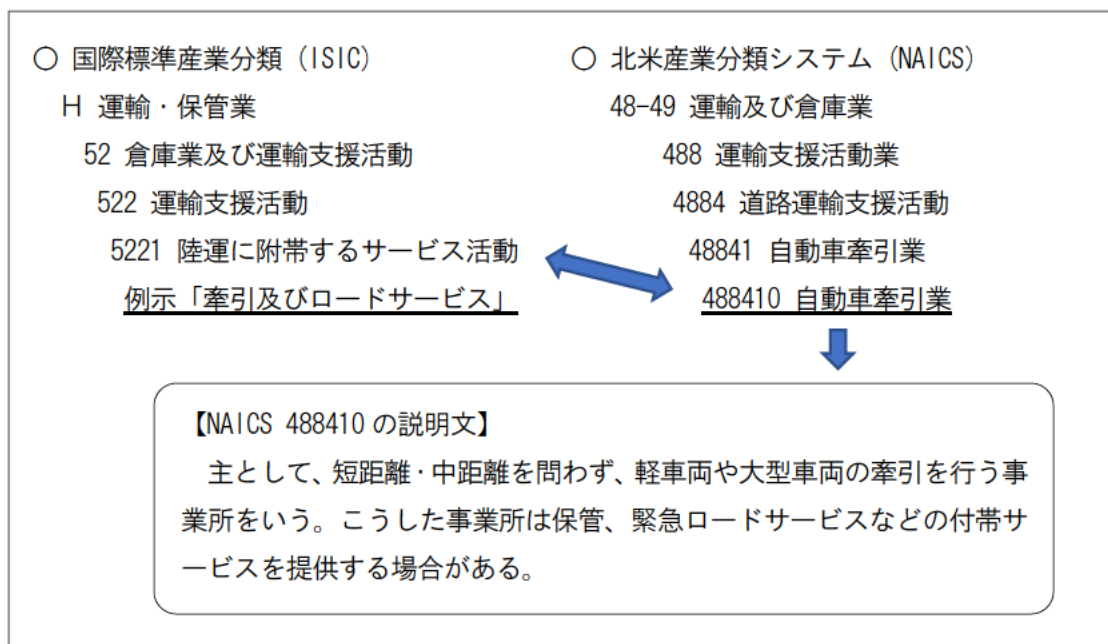
（広辞苑第7版）

○牽引自動車

重量物を積載した被牽引車を引いて運搬する自動車。トラクター。

（広辞苑第7版）

### 3. 国際分類における「レッカー車業」の位置付け



### 4. ISIC と NAICS の原文

**【ISIC】**

H Transportation and storage

52 Warehousing and support activities for transportation

522 Support activities for transportation

5221 Service activities incidental to land transportation

— towing and road service assistance

**【NAICS】**

48-49 Transportation and Warehousing

488 Support Activities for Transportation

48841 Motor Vehicle Towing

488410 Motor Vehicle Towing

This industry comprises establishments primarily engaged in towing light or heavy motor vehicles, both local and long-distance. These establishments may provide incidental services, such as storage and emergency road repair services.

## 5. 米国センサス局の回答

NAICS のウェブサイトにおいて、488410 の例示として以下の5つが記載されている。

- Emergency road services (i.e., tow service)
- Motor vehicle towing services
- Tow truck services
- Towing services, motor vehicle
- Wrecker services (i.e., towing services), motor vehicle

これらの具体的な対象や定義を米国センサス局に問い合わせたところ、その回答は以下のとおりであった。

In NAICS United States, establishments primarily engaged in towing away vehicles involved in accidents or disabled vehicles on the road by lifting their front wheels or rear wheels are classified in U.S. NAICS Industry 488410, Motor Vehicle Towing.

## 6. 国際分類と JSIC の「レッカー車業」の対象範囲の比較

	故障車等のけん引 (レッカー)	ロードサービス 等の付帯サービス
ISIC 5221 陸運に付帯するサービス活動 例示：「けん引及びロードサービス」	○	○
NAICS 48810 自動車けん引業	○ (※1)	△ (※2)
JSIC レッカー車業 (案)	○	—

(※1) 事務局から米国センサス局に照会した結果、トラックによるコンテナ貨物の牽引輸送や車載車による車輛の輸送は、「自動車牽引業」ではなく、「4842 特殊貨物トラック運輸業」に分類されるとのことであった。

(※2) NAICS「48810 自動車牽引業」の説明では、「こうした事業所は保管、緊急ロードサービスなどの付帯サービスを提供する場合がある」とされ、ロードサービス等は必ずしも必須の構成要素ではないと考えられる。